公　　告

富山県氷見市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする氷見土地改良事業（国営施設機能保全総合対策）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の３第４項において準用する同法第５条第３項の規定に基づく協議をしたいので、同法第 85 条の３第４項において読み替えて準用する同法 85 条第６項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該事業の計画の概要に意見がある者は、同法第 85 条の３第４項において準用する同法第 85 条第７項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和８年 11 月 20 日

申請人
富山県氷見市窪 938 番地
氷見市土地改良区理事長　江添　良春

記

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営氷見土地改良事業計画概要書（国営施設機能保全総合対策）

2　縦覧の期間
令和８年 11 月 20 日から令和８年 12 月 11 日まで

3　縦覧の場所
富山県氷見市のウェブサイト

4　意見書の提出方法等について
（１）意見書の提出先
h-dokai4＠p1.cnh.ne.jp

（２）意見書の提出期限
令和８年 12 月 11 日

（３）意見書の提出上の注意
①　意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
②　意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
③　提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
④　電話での意見はお受けできません。
⑤　郵送での意見書の提出を希望される場合は、富山県氷見市建設部ふるさと整備課（又は氷見市土地改良区）までお問い合わせください。

(別紙)

［一定地域］

市町村名	大　字　名	字名					地域	備考
氷見市	粟原	丸川	尾谷	湊			一円の田	
	園	沖ノ宮	沖宮	新開	川向			
	下久津呂	横手	峯下					
	下田子	勘定						
	海津							
	湖光							
	坂津							
	十二町	潟中開	出合	水田	西ノ前	青木下		
		前田	惣麦	竹ケ尻	中田	鳥越		
		福塚	又助上	万尾前	明後谷			
	上久津呂	屋瀬作						
	上泉	干田	樋窪					
	上田子	宮ノ向	前田					
	西朴木							
	川崎							
	川尻							
	大浦	潟廻	館ノ下	粂島	広田	細越		
		深素	前田	相ヲ田	太子			
	中谷内	大坪						
	布施	久保	大久前	竹端	鶴巻	渡リ上リ		
		柄鋤						
	万尾	今川	寺谷内	出合尻				
	窪						一部の田	
	深原							
	堀田							
	矢方							
	柳田	沖宮	水替田					